

01

学芸大学駅周辺地区の交通安全対策

区は「あんしん歩行エリア形成事業」を進めています

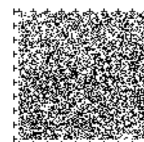


区は、「学芸大学駅周辺地区整備計画」の柱の一つである“交通安全対策”として、平成23(2011)年度から『あんしん歩行エリア^(※)形成事業計画』を進め、順次整備工事を実施しています。

※「あんしん歩行エリア」：国土交通省と警察庁が総合的な交通安全対策を進める地区として選定したエリアのことです。



問合わせ先：目黒区都市整備部都市整備課街づくり調整係
電話 5722-6846



—地区の将来像—

にぎわう商店街、オアシス碑文谷公園、閑静な住宅地の広がり、生活を大切にする 安全・安心なまち



02

令和5年度の交通安全対策の整備工事について

令和5年度は、環状七号線から目黒通りに抜ける一方通行の道路等、下記に示す路線において、歩行者の安全性確保を目的に、整備工事を行います。

また、駅東西の商店街の一部区間（鷹番通りから碑文谷公園通り）は、平成24年の整備以降、舗装の劣化が著しいことから再整備を行います。



【主な整備内容】

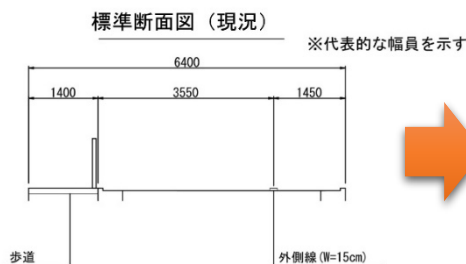
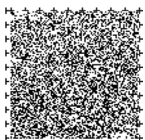
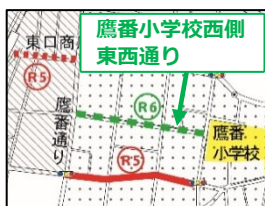
- 路側帯（歩行空間）の「カラー化」による歩行空間の明確化
- 「イメージ狭さく」による車両のスピード抑制
- 交差点手前での「路面標示」や「停止線位置の改良」、交差点内「カラー化」による注意喚起
- 「あんしん歩行エリア」入口の「標識」と「路面表示」による車の注意喚起
- 駅東西の商店街の舗装の再整備

03

鷹番小学校西側の東西通りの歩道改良について

鷹番小学校西側の東西通りの一部（鷹番通りから鷹番小学校西側の通り）の歩道改良等（歩道・路側帯の拡幅）の検討を進めています。

令和6年度の整備を目指し、今後、整備内容を具体化し、沿道住民や交通管理者等と協議・調整を進めていきます。



※今後の協議で変更となる可能性があります。





右のQRコードより、WEB版の閲覧が可能です。
(バックナンバーもご覧になれます。)



コラム
No.002

学芸大学駅周辺地区の地元の皆様が、「無電柱化」に向けた検討を進めています！



防災機能の強化、安全・円滑な交通の確保、良好な景観の形成等が図られる無電柱化に向けた取り組みを地元の皆様が主体となり実施しています。

『学芸大学駅周辺地区整備計画』においては、商店街関係者等による無電柱化に向けた調査・検討を進めることとしています。

そこで、商店街関係者が中心となって、目黒区地域街づくり条例に基づく「地域街づくり研究会(学芸大学駅周辺の無電柱化を考える会)」を発足して取り組み、この度「学芸大学駅周辺 無電柱化計画(案)」を作成しました。

今後さらに、東京電力やNTTなどと意見交換し、計画(案)の実現に向けた課題整理等を行ってまいります。

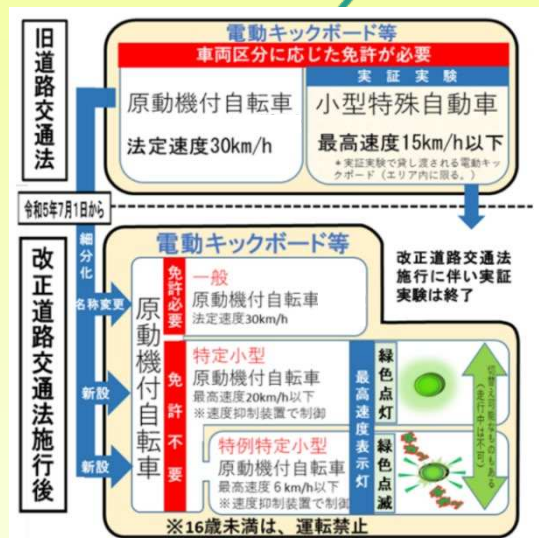
コラム
No.003

令和5(2023)年7月から電動キックボード等の交通ルールが変わりました！

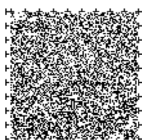
令和5(2023)年7月1日から、特定小型原動機付自転車に該当する電動キックボード等は運転免許が不要になりました。



ただし、一定の基準を満たさないものは、形状が電動キックボード等であっても、一般原動機付自転車や自動車となり、対応する免許が必要です。そのうえで、車両区分に応じた交通ルールが適用されるので注意しましょう。



出典：警察庁ホームページ



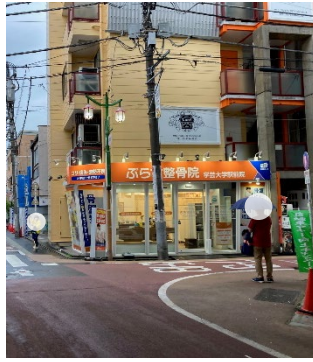
04

自転車の押し歩きにご協力をお願いします！ ～押しちゃりキャンペーン実施中～



商店街が中心となった『学芸大学街づくりの会』では、人と自転車、自転車同士の接触事故を防止し、地元住民や来訪者が安心して安全・快適に移動できる歩行者優先の街づくりを進めています。この取組みとして、平成26(2014)年10月から、定期的に「押しちゃりキャンペーン」を実施しています。

令和5年5月11日には、「規模拡大！押しちゃりキャンペーン」を実施し、多くの方が呼びかけに応じて自転車の押し歩きにご協力いただきました。今後とも押し歩きへのご協力をお願いします。



【予告】
拡大押しちゃりキャンペーン
(駅コンコース及び東西商店街)
・令和5年9月27日(水)
午後3時から4時
押しちゃり：自転車の押し歩きを
促進するための愛称

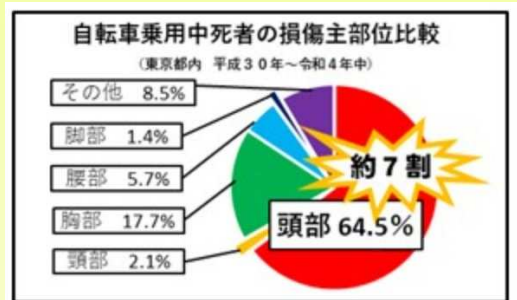
令和5(2023)年5月実施の「規模拡大！押しちゃりキャンペーン」の様子

コラム
No.004

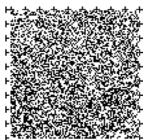
令和5(2023)年4月から自転車乗車時のヘルメットの着用が努力義務になりました！

令和5(2023)年4月に改正道路交通法の施行により、**すべての自転車利用者のヘルメット着用が努力義務**となっています！

自転車事故で死亡した人の**約7割が、頭部に致命傷を負っています**。また、ヘルメットの着用状況による致死率では、着用していない場合の致死率は、着用している場合と比較すると約2.3倍も高くなっています。**自転車用ヘルメットを着用し、頭部を守る**ことが**重要**です。



出典：警察庁ホームページ



目黒区区民は、区公式ホームページに掲載している販売協力店での購入に限り、自転車ヘルメットが2,000円引きで購入できます。詳しくは、区公式ホームページをご覧ください。

